

『現場ですぐに役立つ！ 実践メディカル英会話』
《更新情報・正誤表》

制度の変更に伴い、下記の内容を更新いたします。また、p. 35のワンポイントに1行脱落がございました。読者の皆様に謹んでお詫び申し上げますとともに、ここに訂正いたします。

●p. 23 Chikaのワンポイント 3～6行目

【更新前】

外国籍の方でも、外国人登録済みで日本での在留期間が1年以上あり、勤務先の健康保険に加入できない場合は、市町村の健康保険に必ず加入することになっています。ただし、不法滞在・短期滞在であれば加入できません。在留期間が1年未満であっても、1年以上滞在することが証明できる場合は加入できることがあります。

【更新後】

在留資格のある外国人が3か月を超えて滞在する場合、勤務先、あるいは、市町村の健康保険に加入することになります（留学や就労が目的であることが前提条件です）。

手術や癌などの治療が目的である場合は、医療滞在ビザの対象になり、治療費・滞在費とも全額自己負担です。

※目的から逸脱して受給資格を得て、高額療養費制度を利用することが問題化しています。

●p. 35 Chikaのワンポイント 3行目

【誤】

身体の左右、手のひら・甲、足の裏など細かな部分まで表せる絵は、特定の部分を専門とする科（整形外科や皮膚科）ではとくに

【正】

身体の左右、手のひら・甲、足の裏など細かな部分まで表せる絵は、特定の部分を専門とする科（整形外科や皮膚科）ではとくに便利です。

(編集部)